

■大学の教育研究上の目的に関すること

■教育学部の目的（学則第63条より）

教育学部

学校教員養成課程は、多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。
教育支援専門職養成課程は、心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め、教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。

■大学院の目的（学則第74条より）

教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院の課程）

教職大学院の課程は、学校現場の実情に即した教科領域等も含め、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を育成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置付け、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。

教育学研究科教育支援高度化専攻（修士課程）

修士課程は、社会的要請を踏まえ、教育支援に関わる高度な専門的知識、研究能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。併せて、日本型教育の特徴をよく理解し、諸外国における教育の向上に貢献できる有益な人材の育成をめざす。また、社会人においては、修士課程を、個人個人のキャリアを活かし、専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。

教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）

後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。